

令和7年4月1日

神戸新交通株式会社 人材マネジメント課  
TEL : 078-302-2500

## 社員の身だしなみに関する基準の見直しについて

神戸新交通株式会社では、人材育成基本計画の基本的な考え方として、行動理念にある「社員個々の自立の推進(自主性)」や「常に新しい視点(自由な発想)をもってチャレンジする職場風土の構築」を進めて行くことを掲げております。

社員の自主性や自由な発想を生み出し意欲的に働ける職場環境を構築するため令和7年4月1日より身だしなみに関する基準の見直しを行います。

身だしなみ基準の見直しについては、安全を第一に清潔感を保ちお客さまに不快感を与えないことや業務に支障をきたさないことを大前提に、細かな基準の設定は避け社員の個々の自主性を重んじると共に“自律力”を求めることとします。

また、社員が意欲的に働ける職場環境を構築するとともに、お客さまへの更なるサービスの向上に繋げていきたいと考えております。

### 【身だしなみに関する新たな基準】

#### □髪色・髪型

髪色はヘアカラースケール11までの染め色を可能(ブラウン系に限る)とし、奇抜でない限り髪型は自由とします。(長髪の場合、安全や業務上支障がでるときは後ろでまとめることとします。)

#### □爪の色・長さ

ジェルネイルやマニキュアは肌に合う自然な色で、お客さまに怪我をおわせることがないように凹凸や長さには気をつけることとします。

#### □ひげ

ひげを蓄える場合は、清潔感が保たれるように整えることとします。

#### □化粧

健康的な印象を与えるナチュラルなメイクを心掛けることとします。

#### □アクセサリー

装着は可能としますが、安全や業務上支障がでると判断された場合は取り外すこととします。

#### □入れ墨・タトゥー

禁止とします。

以上